

成長戦略実行プログラム（別紙）

1. 全員参加経済戦略

(1) 「新雇用戦略」の推進

厚生労働省及び関係省庁は、2010年度までに220万人の雇用の充実を図るため、「新雇用戦略」を推進する。具体的には、今後3年間で「集中重点期間」として、「新雇用戦略について」（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料）を基本とした取組を行う。

(ア) 若者

3年間で100万人の正規雇用化を目指し、年長フリーターの職業意欲の喚起及びトライアル雇用等を活用した中小企業等とのマッチングの促進など「フリーター等正規雇用化プラン」に取り組む。また、ジョブ・カード制度の整備・充実（参加協力企業への支援措置の拡充、職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設）、ニート等の自立支援の充実に取り組む

(イ) 女性

- ① 3年間で最大20万人の就業増（25歳～44歳女性）、2010年に保育サービス利用率26%（現行20.3%）を目指し、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）の展開、育児・介護休業の取得促進策の充実など仕事と育児等を両立できる環境整備、マザーズハローワーク事業の充実及びポジティブアクションの促進等に取り組む。女性のライフサイクル全般にわたる能力開発や就業促進の在り方を検討する
- ② 利用者の多様な選択を可能とする保育サービス提供の仕組みづくりや、保育所の施設設備に関する基準の在り方、保育ママ制度の資格要件の緩和など、保育サービスに係る規制改革について平成20年内に結論を得る。特に、「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る
- ③ 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にすることを目指し、平成22年度末までの「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月8日）を着実に実行する

(ウ) 高齢者

3年間で100万人の就業増（60歳～64歳）を目指し、65歳までの継続雇用の着実な推進、地域貢献活動・起業の支援、多様な就業による生きがい対策の推進等に取り組む。高齢者が意欲・能力・体力に応じて働き続けられるよう、短時間勤務制度や成果主義賃金の導入など処遇体系の多様化を支援する

(エ) 障害者等について、『福祉から雇用へ』推進5か年計画（平成19年12月26日）に基づき、着実に就労による自立を図る

(オ) 仕事と生活の調和の実現、テレワーク拡大のための環境整備、パート・派遣・契約社員等の正社員化支援の強化、正社員以外の待遇改善、地域雇用対策、中小企業事業主の雇用維持努力に対する支援強化など人材面からの中小企業支援、介護人材の確保・定着等を通じ、安定した雇用・生活を実現し、安心・納得して働くことのできる環境を整備する

(カ) 働くことが不利にならない税制・社会保障制度の構築に取り組む

(キ) 生産性向上と最低賃金引上げに向けた官民一体の取組を推進する

(2) サービス産業・中小企業の生産性向上

関係省は、生産性が低いサービス産業・中小企業の生産性向上を図るため、下記の施策を平成20年度中に実行に移す。

(ア) 業種別生産性向上プログラム

IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行、小売、食品製造、物流、人材ビジネス、研究開発サービス業など生産性向上の観点から重要な業種について、具体的取組、工程表を明示したプログラムを策定し、実行する。関係省は本プログラムのフォローアップを年2回程度定期的に実施し、経済財政諮問会議に報告する

(イ) 「サービス産業生産性協議会」等と連携したサービス工学研究の実施、第三者認証制度や顧客満足度指数の導入、ベストプラクティスの表彰・普及等により、生産性向上を実現する

(3) 「生活直結型産業」の発展

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び関係省庁は、国民の潜在的ニーズが高い「生活直結型産業」の発展を図るため、平成 20 年度中に以下の施策に取り組む。

(ア) 医療・健康支援サービス

「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」における検討を踏まえ、遠隔医療技術の活用を推進する。
また、民間企業による「健康コールセンター」設置について検討し、結論を得る

(イ) 保育サービス

保育サービスに係る規制改革について、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って検討を行い、平成 20 年内に結論を得る

(ウ) 介護・生活支援サービス

介護や生活支援分野での新技術の活用を促進する

(エ) 教育サービス

地域のニーズに応じた公立施設等の開放を促進する

(オ) 移動サービス

① タクシー事業について、総括原価方式など運賃規制の在り方、サービスの質の確保等の諸問題を検討し、平成 20 年内に結論を得る

② 特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送の適切な普及を図る

(カ) 住宅

「200 年住宅」を始めとする住宅取得の支援、良質な賃貸住宅の供給を促進し、住宅需要の喚起を図る。あわせて、社会的資産としての住宅ストックの流動化を促進する

(キ) コミュニティ・ビジネス

福祉、青少年教育、就業支援、地域環境、まちづくりなどの地域の課題について、住民が主体となったNPOや企業がビジネスとして取り組む「コミュニティ・ビジネス」を育成・支援する

(4) 世界最先端のIT国家化

(ア) 電子政府の早期実施等

内閣官房(IT担当室)、総務省、経済産業省及び関係府省は、i) 国民の利便性向上、ii) 企業のコスト削減、iii) 内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。具体的には、平成 20 年度に以下の施策を実施する。

これらの施策も含め、IT戦略本部で決定した「IT政策ロードマップ」(平成 20 年6月 11 日)を着実に実施し、それを踏まえた「重点計画-2008」を早急に策定する。

① 3つの先行プロジェクト

平成 20 年中に着手

i) 国民の利便性向上(コンビニのキオスク端末による住民票交付の実現/携帯電話やデジタルテレビなどの活用による申請手段の多様化/手数料の電子納付の促進)、紙による添付書類の省略、ワンストップ化(添付書類を大幅に省略するため、行政機関相互で行政情報を共同利用できる仕組みの検討/引越や退職に関する先行的ワンストップ化の推進)、メリットの拡大(電子申請の手数料引下げ/住基カードの無料化)

ii) 国民・企業の手続コスト削減(多量・定型的な人事・労務関連手続について、データベース送付による一括処理を可能にする/自治体システムの標準化/各企業に振られている番号の共通利用化)

iii) 旅費業務等の内部管理業務の抜本的効率化(旅費業務に係る規程類等の全府省統一化・標準化/経路検索ソフト等の活用/民間へのアウトソーシング/決裁階層の簡素化/ペーパーレス化の徹底)

② 電子政府の全体設計図(改革工程表)に基づき、官民の実務家タスクフォース等を活用しつつ、政府を挙げて実施する。その際の重点事項は以下のとおり

- ・ 電子申請・電子処理を原則とする
- ・ 国民がよく利用する手続を重点的に改善する
- ・ 内部業務の効率化の観点から制度・運用を含めて見直す
- ・ 利用者ニーズを反映した電子政府の改善システムを組み込む
- ・ 外部専門家による進捗よく評価を行う

- (イ) 「ICT成長力強化プラン」に基づき、情報通信基盤整備の総合的な戦略を平成 20 年夏までに策定するとともに、「サイバー特区」等によるクリエイティブ産業強化など重点的取組を平成 20 年度中に具体化する
- (ウ) 2011 年までにITの戦略的活用による産業競争力強化・新産業創出、ASP・SaaSによる中小企業の経営革新支援と公的申請推進、グリーンIT実現のためアクションプランを平成 20 年内に策定する
- (エ) 電子政府の企画・設計段階からのセキュリティ確保、安全な暗号への移行、各専門分野間の連携強化、人材の確保等「セキュア・ジャパン 2008」の施策実施のほか、次期基本計画を平成 20 年度内に策定する

2. グローバル戦略

(1) 世界に開かれた経済の構築

外務省、経済産業省、農林水産省及び財務省は、WTOの年内妥結に努めるとともに、①2009 年初めまでにEPA締結国・地域を 12 以上、②2010 年に貿易額の 25%以上を目指し、質の高い経済連携の加速に取り組む。

(ア) 別表の 2010 年に向けたEPA工程表を実行に移す

(イ) 二国間投資協定については、実際のニーズにこたえることを主眼として、投資実績・見通し等を勘案し、より戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る

(ウ) 我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む

(2) 開かれた経済のインフラ強化

A 「空」の自由化

国土交通省は、「空」の自由化を推進するため、平成 20 年中に航空自由化工程表を改定する。具体的には、以下の施策に取り組む。

(ア) 首都圏空港(成田・羽田)における国際航空機能の拡充

- ① 2010 年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回(合計約6万回)、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。昼間(6時～23 時)に、羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに、北京、台北、香港まで就航していくこととする
- ② 成田では6時台の出発、22 時台の到着がないこと等を踏まえ、羽田において、深夜早朝(23 時～翌6時)に加え、6時台・22 時台についても、成田と羽田の国際航空機能をリレーするための時間帯(リレー時間帯)として国際線の就航を可能とすることにより、欧米を始めとした世界の主要都市への就航を実現する
- ③ 2010 年以降の将来の方向性については、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかにする路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の 24 時間化を実現する
- ④ 首都圏全体で、2010 年以降、約 17 万回の発着枠の増枠により年間発着枠約 70 万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する
- ⑤ 時間帯別料金制度を始め貴重な発着枠を有効活用できる多様な仕組みについて十分検討する
- ⑥ 成田新高速鉄道の整備や接続する鉄道を活用し、両空港間のアクセス改善を図る

(イ) 航空自由化の推進

2007 年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことに続き、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う

(ウ) 地方の「空」の改革

国が管理する空港については、平成 20 年度内を目途に共通的な経費の取扱い等技術的な課題を整理し、早期に空港別の収支の開示を検討する。地方公共団体が管理する空港についても、国における検討を踏まえ、空港別の収支の開示を検討するよう要請する

B 対日投資の拡大

内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」(平成 18 年6月 20 日)を改定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。

(ア) M&Aの在り方検討

経済産業省、法務省及び金融庁が買収防衛策の導入・発動等の在り方について平成 20 年夏までに整理・明確化することなどにより、公正かつ透明性の高いM&Aの環境を整備する

(イ) 外資規制の包括的在り方検討

関係府省等が連携し、外為法(昭和24年法律第228号)、個別業法等における安全保障の在り方、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討を進める

(ウ) 医療機器の審査迅速化アクションプログラムの策定

医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産学官等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する

(エ) ビジネスコストの低減

- ① 抜本的税制改革に併せ法人実効税率の在り方を検討する
- ② ノーアクションレター制度の運用改善及び税の文書回答手続の抜本的強化等を行う

(オ) 対日投資推進体制の拡充

内閣府を中心に、対日投資の推進に向けた体制を拡充する

(3) 国際的な人材強化

A 高度人材(注)の受入れ拡大

政府内に産官学労からなる「推進会議」を設置する。高度人材の受入れの数値目標設定や下記の事項等について、「推進会議」の場で検討を進め、平成 20 年中に関係府省が協力してアクションプログラムを策定する。

(注) 在留資格のうち、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計、医療、研究、教育、人文知識・国際業務、技術、技能、投資・経営、企業内転勤の専門的・技術的分野。2006 年現在 15.8 万人

(ア) 企業等における外国人活用の推進

- ① 企業における人事評価・給与評価の公平さと透明性の向上
- ② 国際化指標を策定・公表し、企業の人材の国際化を後押し
- ③ 社会保障協定(国際的な年金通算など)の締結の加速
- ④ 高度技能実習制度の導入について検討
- ⑤ 企業の幹部や基幹業務への外国人高度人材の登用拡大
- ⑥ 留学生向けの採用枠の設定・拡大など、企業における積極的な採用促進
- ⑦ 中央官庁等における外国人活用(特に観光庁、JETRO等)
- ⑧ 在留資格の明確化

(イ) 高度人材の範囲の検討

(ウ) 外国人が住みやすい生活環境づくり

- ① 先進的な英語教育を推進するインターナショナルスクールに係る税制面の支援等を引き続き推進。都道府県の各種学校への認可基準(土地建物の自己所有要件等)の見直しを促進
- ② 内外での日本語教育を強化
- ③ 外国人の受診しやすい医療環境の整備の推進(医師等の相互受入れの拡大等)
- ④ 有能な高度人材を受け入れるために、永住資格の付与を促進

B 教育の国際化

文部科学省及び関係省庁は、高度人材受入れとも連携させながら、「留学生 30 万人計画」の実現、英語教育の強化に向けて、平成 20 年度から3か年の取組を加速する。

(ア) 「グローバル 30(国際化拠点大学 30)」(仮称)の構想の具体化

留学生受入れの拠点となる質の高い国公私立大学をコンペ方式で全国・各分野をトータルで 30 校程度選定し、以下の措置を講ずる

- ① 英語で受講・卒業できるコースの創設。9月入学の拡大。内外の大学のネットワークを構築、交換留学・単位互換・ダブルディグリーの実施。また、大学院生の受入れを重視

- ② 国際公募による優秀な教員の採用。英語による教育コースは、世界でも一流の内容を確保
- ③ 海外校や海外ワンストップ拠点を展開し、大学が直接留学生をリクルート・選抜
- ④ 支援措置の重点化(拠点大学に対する重点的支援。留学生教育については国立大学法人の授業料設定を弾力化等)

(イ) 留学生の就職支援・受入れ環境づくり

- ① ジョブ・カードの活用等により、日本企業への就職を産業界・大学・政府を挙げて支援
- ② 在留資格の審査手続の見直し、在留期間の決定に係る運用の周知徹底、卒業後の継続在留期間の見直しの検討
- ③ 産学官連携し企業の情報提供や就職相談窓口等拡充、企業のキャリアプログラムの開発促進
- ④ アジア等の優秀な留学生の我が国産業界での活躍を促進する「アジア人財資金構想」を推進
- ⑤ 日本への留学に関する海外での情報提供及び支援の一体的な実施を推進
- ⑥ 渡日前入学決定や入国審査の迅速化等留学決定の円滑化、宿舍確保の取組等受入れ環境づくり

(ウ) 英語教育の強化

- ① 小学校低・中学年(例えば3年生)からの英語教育の早期必修化を目指し、モデル的な取組を含め具体策を検討。また各学校段階の到達目標を明確化(TOEIC・TOEFL・英検の活用等)し、英語教科書・教材の質、語い数、分量を向上
- ② JET プログラムを活用した ALT や、英語能力の高い社会人等の指導者の確保を図る。また TOEIC、TOEFL、英検(例えば英検1級程度)を条件に課すなど、英語教員の採用の見直しを促す
- ③ 日本人高校生・大学生の海外留学を推進

(エ) 海外で活躍する日本人研究者の招へい促進のための環境づくり

(4) 「アジア経済・環境共同体」構想の実現

経済産業省、環境省及び関係府省等は、以下を始めとする施策を今年度中に実行に移す。

- (ア) 環境と共生しつつ経済発展を図り持続可能な社会の構築を目指す「クリーンアジア・イニシアティブ」(平成 20 年6月6日)の他、省水型・環境調和型の水資源管理や3R技術の展開、クリーンな石炭火力の普及、石油備蓄強化への協力等を推進し、世界で最も環境に優しくエネルギー制約に強い市場の構築を目指す
- (イ) ベトナム・タイ・インドにまたがる物流・産業インフラの一体的整備を行う「アジア・サンベルト(仮称)」構想や各国の法制度整備・運用の支援を始め、人・モノ・資本・情報のシームレスな移動の実現に取り組む
- (ウ) アジアの中小企業等による国境を越える販売を容易にする「アジア電子流通圏」構想等を推進することにより、日本発・アジア発のトレンドセッティングを可能としつつ、消費市場を活性化する

(5) 国際競争力ある成長分野の創出

(ア) 金融・資本市場の競争力強化

金融庁及び関係府省は、金融・資本市場の競争力強化を図り、世界の中での中核的な金融センターを目指して「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成 19 年 12 月 21 日)を着実に実行する

- ① 「金融・資本市場競争力強化プラン」の実行
 - ・ 「金融・資本市場競争力強化プラン」を着実に実行するとともに、国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の取組を推進する
- ② 確定拠出年金
 - 以下の施策について検討する
 - ・ 企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)を導入する
 - ・ 個人型確定拠出年金の対象範囲を拡大するとともに、転職時における関係者間の連携等により、ポータビリティを一層確保する
- ③ 公的年金基金の運用改善
 - ・ 公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広い検討を行う。なお、その際、年金積立金管理運用独立行政法人の神奈川県への平成 20 年度末までの移転について、延期するための措置を早急に講ずる
- ④ 個人が長期に株式を保有しやすい環境整備
 - ・ 信頼される株式投資信託とする

(イ) 医薬品・医療機器産業の革新

「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成 19 年4月 26 日)に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う

(ウ) 知的財産戦略(「知的財産推進計画 2008」(平成 20 年6月 18 日))の推進

- ・ デジタルコンテンツの流通に関する課題や国際的枠組みについて引き続き検討を行い、クリエイターへの正当な対価の還元を前提に、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法案を国会に提出するなどの制度整備等を1年以内に行う
- ・ オープン・イノベーションを支えるネット検索サービス等の新ビジネスの展開を円滑化するための法案を平成 20 年度中に国会に提出する
- ・ 海外への技術流出リスクの増大に対応するため、技術情報等の適正な管理の諸方策について総合的に検討し、平成 20 年度中に結論を得る

(エ) 平成 20 年 10 月の観光庁創設を機に、平成 22 年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を 1000 万人とするための誘致体制の強化など、観光立国の実現に向けて取り組む。「観光立国推進基本計画」(平成 19 年6月 29 日)のPDCAを実施する

(オ) 港湾の 24 時間化等貿易手続改革プログラムの着実な実施とともに、スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する

(6) 総合的な外交力強化

(ア) 経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する

(イ) 「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助(ODA)の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む

(ウ) 「科学技術外交の強化に向けて」(平成20年5月19日)に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した発展途上国との国際共同研究等を展開する

3. 革新的技術創造戦略

総合科学技術会議及び関係府省は、革新的技術によって、①産業の国際競争力強化、②健康な社会構築、③日本と世界の安全保障に取り組む。バイオ技術・医療関連技術を強化し、健康・医療産業をリーディング・インダストリーに育成するとともに、ITをいかしたユビキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進める。具体的には以下の施策に取り組む。

(1) 「革新的技術戦略」(平成 20 年5月 19 日)の実行

平成 20 年中に以下を柱とする取組に着手

- ・ 産業の国際競争力強化(地球温暖化対策技術、電子デバイス技術、組込みソフトウェア技術等の育成・開発・産業化)
- ・ 健康な社会構築(生活支援ロボット技術、医療工学技術、再生医療技術等の強化)
- ・ 日本と世界の安全保障(食料制約を緩和できる技術、希少な資源を代替・回収する技術、環境負荷を減ずる製造プロセス技術、感染症対策技術、国家基幹技術等の発展)
- ・ 研究開発のマネジメント(総合科学技術会議によるマネジメントを支援する体制として研究者・技術者のネットワーク(目利き集団)の整備、戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制の整備(国際的な基本特許の権利取得及び地域の多様な知的財産活動体制の構築を重点的に支援(40 か所)等)
- ・ 革新的技術が絶え間なく生み出される環境づくり、特に革新的技術のシーズを生み育てる研究資金供給(挑戦的かつ高い目標設定の基礎研究への投資等)、未知の分野に挑戦する人材の確保(トップクラス人材の流動性確保と育成・獲得等)

(2) 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想

(ア)「環境エネルギー技術革新計画」(平成 20 年5月 19 日)の推進

平成 20 年中に着手

低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略、国際的な温室効果ガス削減への貢献策、革新的環境エネルギー技術開発の推進方策について取りまとめた「環境エネルギー技術革新計画」の推進

(イ) 環境エネルギー技術の革新力強化及び普及

平成 20 年度中に検討・着手

① 省エネや低環境負荷の新素材・新技術の開発に対する経済的支援

② 事業化に際しての債務保証、知財戦略の策定支援等

③ 優れた技術の製品化や事業化を需要面から支援する政府調達を活用

④ 環境・省エネ製品の優先的な調達(環境配慮契約法やグリーン購入法の対象範囲の拡大や、地方公共団体への拡大)

⑤ 自然エネルギーについて、利用を抜本的に拡充するための仕組み(需給を安定・拡大する仕組み)

⑥ 原子力に関する研究開発・利用の促進、我が国産業の国際展開支援

(ウ) 環境エネルギー技術の世界標準化、世界市場への進出

(エ) 世界最高水準の研究拠点の整備

「世界トップレベル研究拠点プログラム」を着実に推進し、我が国が強い分野の研究拠点に対し重点支援を行うことなどにより、世界最高水準の研究拠点を整備

(オ) イノベーションを加速する新たな仕組み等

・ 企業、業種、大学の壁を越えて、技術・人材を組み合わせる、新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」(仮称)を創設

・ 引き続きベンチャー企業の創造を推進する。特に、開業・廃業の阻害要因を取り除き、新たな事業への取組を円滑に進めるよう支援

(3)「革新的技術特区」(スーパー特区)

第一弾として、平成 20 年度中に「先端医療開発特区」を創設し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中核とした他の研究機関や企業との複合体を選定する。その上で、新たに、研究資金の特例や規制を担当する厚生労働省等との並行協議等を試行的に運用するとともに、研究開発費を確保し、開発・実用化の促進を図る。

(4) 国家的プロジェクト緊急予算

平成 20 年度中に検討し、平成 21 年度から創設・実行

「国家的プロジェクト緊急予算」として、総合科学技術会議の下に、府省横断的に研究開発等の資金枠を創設(「革新的技術推進費」を科学技術振興調整費に新たに措置)。

(5) 検証に基づく重点的な予算配分

研究開発予算の使われ方の評価・検証を徹底する。総合科学技術会議が中心となって、平成 20 年以内に、研究開発マネジメントの在り方を点検し、初期段階からの事業化可能性の評価の導入や費用対効果に着目した評価の強化等を含めPDCAサイクルを改善するとともに、より効果的な評価の実施を行うため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 17 年3月 29 日)を改定する。その成果については、平成 21 年度以降の評価に反映。